

特集「地域包括ケアシステムが提唱される時代の看護の未来像」

卷頭言

京都府立医科大学医学部看護学科
京都府立医科大学大学院保健看護学研究科保健看護学専攻

星野明子



新型コロナウイルス感染症による全国緊急事態宣言下、ゴールデンウイークを迎えた本稿執筆の4月末時点では、収束が見えない。医療システムを支える医療従事者の皆様、社会生活を支える皆様に畏敬の念と感謝をしつつ沈静化を願っている。

団塊世代が75歳以上となり、要介護高齢者が急増するといわれる2025年問題への対応策に、地域包括ケアシステムの構築がある。高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することを目的として、医療と看護、介護とりハビリテーション、保健と予防といった専門的サービスと、すまいと生活支援や福祉サービスの機能が連携し包括的に確保されるシステムである。

長寿社会において、地域包括システム構築の必要な対象は、要介護高齢者や認知症高齢者を含む高齢者である。1998（平成10）年の介護保険法制定以降、医療と訪問看護サービス、在宅デイケアサービスや介護支援サービスの実施と連携が積み重ねられてきた。認知症高齢者が増加する2025年以降は、これまでの高齢者支援サービスに加えて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを、中学校区を単位とした生活圏に実現することが必要とされている。もう一つの対象が、少子化による孤立した育児環境を背景とする育児不安や虐待、貧困等の問題をもつ子育て世代と子である。妊娠期から子育て世代にわたる支援を切れ目なく提供するために、2017（平成29）年母子保健法に子育て世代包括支援センターが法定化された。おおむね2020（令

和2）年までに、全国の市町村での展開を目指している。高齢者と親子のどちらの包括支援システム構築にも、地域社会の住民や、住民組織との共助が共通して必要である。人的資源のひとつである近隣住民やボランティアなど、インフォーマルなサービスとの連携である。地域住民、自治会、NPO、ボランティアグループ等との協働が地域包括ケアシステム展開の重要な要素となると考える。地域包括支援システムは、「保険者である市町村や都道府県が地域の主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要」¹⁾と示され、それは2008年にWHOが再注目したPHC（Primary Health Care）、その地域に住む個人と家族に受け入れられる基本的ヘルスケア、健康で基本的ニーズを満たす住民参加を得た保健医療の展開と重なる。地域包括ケアシステムの目指す支援体制の構築は現在進行中であり、地域住民の思いと力を確実に組み込むべきと考える。

さて、今回の特集では、長寿社会の地域包括ケアシステムが提唱される時代における看護と求められる役割について、本保健看護学研究科の研究教育を牽引する若手ホープの5人、志澤美保先生、吉岡さおり先生、毛利貴子先生、原田清美先生、室田昌子先生に執筆を頂いた。今求められている看護の役割と可能性について看護学の専門分野から興味深い視点を紹介して戴き、今後の議論につながればと思う。

文 献

- 厚生労働省老健局：日常生活圏域ニーズ調査 持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムの在り方に関する調査研究事業報告書。2013.